

3 障第 1914 号
令和 4 年 3 月 3 日

事業者 各位

岡崎市長 中根 康浩

令和 4 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の提出について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等の算定は「平成 18 年厚生労働省告示第 523 号」に基づき、児童福祉法における障がい児通所給付費の算定は「平成 24 年厚生労働省告示第 122 号」に基づき、給付費算定に係る届出書を岡崎市に届け出ることとなっています。

令和 4 年 4 月適用の当該届出書については、下記のとおり提出してください。
令和 3 年度に加算等を算定している事業所においても、今回届出書の提出がなければ、令和 4 年度に加算等の算定は認められませんので、御注意ください。

記

1 提出の必要がある事業所

次の事業所は原則、提出が必要

障がい福祉サービス事業所

障がい者支援施設

相談支援事業所

障がい児通所支援事業所

ヘルパー事業所、相談支援事業所で届出が必要な加算を算定しない場合のみ提出不要

2 提出書類

事業種別ごとに定める加算届書類一覧表に記載のある書類

ホームページに掲載した事業種別書類一覧表を確認すること

届出書の様式もホームページより取得すること

【ホームページ URL】

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p012810.html>

3 提出期限

令和4年4月15日(金)期限厳守

郵送にて提出する場合は15日(金)の消印有効

4月1日の変更届については、人事異動に伴う人員配置の変更などにより事務負担が大きくなる観点から、加算届と併せて令和4年4月15日(金)を期限とする。

4 留意事項

- ・4月算定開始の加算及び5月算定開始の加算のいずれも、提出期限は令和4年4月15日(金)となる。4月15日までに届出書の提出がない場合、6月サービス提供分以降の適用になる。
- ・給付費の算定上、届出が必要なものについては、届出書の提出がなければ算定することができない。届出書の提出がなく算定を行っている場合には、不当利得となり返還措置の対象となる。
- ・届出書は、当該年度の加算算定に関して、毎年4月1日の状況(従業員の勤務は毎年4月の勤務予定)について提出することとなる。
- ・加算の算定要件に資格の有無等が影響する加算を算定する場合には、必ず資格証等の写しを添付すること。
- ・4月1日の状況について届出した後に、算定の状況に変更があった場合は、その都度届出書の提出が必要となる。その際、変更の適用(算定される単位数が増えるものに限る。)は、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降に提出された場合には、翌々月から算定を開始することとなる。
- ・加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、事業所等の体制について加算等の算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行うこと。なお、この場合において、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。
- ・「福祉・介護職員処遇改善加算等」を算定するには、本通知で案内する届出とは別に、当該加算に関する届出(障がい福祉サービス等処遇改善計画書)の提出が必要となる。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係

TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650

Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp